

北はりま職業訓練センター
介護職員初任者研修 学則

1 開講目的

介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術を身につけるだけでなく、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるような人材育成を目的とする。

2 研修事業の名称

介護職員初任者研修講座

3 実施主体

職業訓練法人北はりま職業訓練協会

4 実施場所

西脇市平野町 189 - 1 北はりま職業訓練センター

5 研修期間

令和7年10月11日～令和8年3月30日
(修了証明書交付予定 令和8年3月30日)

6 研修カリキュラム及び講師氏名

別紙「研修事業実施日程表」のとおり

7 受講資格

介護に関心のある者、介護福祉業界への就職を希望する者、介護技術・知識の習得を希望する者

8 受講申込及び受講手続き

所定の受講申込書に必要事項を記入し、郵送または持参にて申し込む

9 受講料等

- (1) 雇用保険加入者 57,600円（テキスト代、消費税込み）
- (2) 雇用保険非加入者 60,600円（テキスト代、消費税込み）

10 欠席の取扱い

欠席は原則として認められない。但し、やむを得ない事情があると認められる者に限り、補講を受けることができる。介護職員初任者研修（132時間）に係る全科目の一部を欠席（研修時間数の概ね1割以内）した者で、次のいずれかに該当する方法で補講を受けなければならない。

補講費用は、講義科目は無料とする。実技科目は1時間につき別途2,000円とする

- (1) 講義科目の場合は、当該研修科目の内容の全てを撮影、録取した映像を視聴し、出席していた場合と同等の内容を学習した上で、レポートを提出して理解度の確認を受ける。
- (2) 実技科目の場合は、担当講師により、出席していた場合と同等の研修を受講する。

11 研修修了の認定方法

次の全てに該当する者に研修修了を認定する。

- (1) 定めたカリキュラム全科目に出席した者
- (2) 修了評価の筆記試験にてC以上の評価を取得した者

【認定基準】（100点を満点とする）

A = 90点以上、B = 80～89点、C = 70～79点、D = 70点未満
修了筆記試験不合格時の取扱い：不合格だった者には、後日（事務局が定めた日に）補講・再試験を行う。

補講および再試験料：1回あたり5,000円

※再試験は研修の履修期間内なら、何度でも受験可とする。

ただし、最終試験の結果不合格となった者は未修了扱いとなる。

- (3) 実習の修了評価にてB以上の評価を取得した者

「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、各演習時間内で技術習得度の評価をおこなう。

【評価基準】

- A：基本的な介護（介助）が的確にできる
- B：基本的な介護（介助）が概ねできる
- C：技術が不十分
- D：全くできていない

12 再試験

修了評価の筆記試験が不合格となった者には、補講及び再試験を行う。再試験料は1回当たり5,000円とする。

13 修了証明書の交付

研修修了を認定された者には、介護保険法施行令第3条第1項に基づき修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。